

東日本大震災に伴う前払金の特例について

このたびの東日本大震災によって被害を受けられた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災における被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、国が発注する工事について前払金の特例が設けられました。

【特例の内容】 ※現行の内容

①前払率の引上げ

- ・工事：前払率5割（※4割）
- ・業務委託他：前払率4割（※3割）

②中間前払金の対象工事の拡大

- ・対象金額：請負金額300万円以上の工事（※請負金額1,000万円以上かつ工期150日以上工事）

【対象となる区域】

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く） ※対象となる市町村は別添参照

【適用期間】

平成23年度（国土交通省直轄工事は平成23年4月22日以降に請負契約を締結または変更契約を締結した工事）

【お問い合わせ先】

●北海道建設業信用保証株式会社

本社業務部 電話：011-221-2092

旭川支店 電話：0166-26-0395

帯広支店 電話：0155-24-5806

東京支店 電話：03-3553-1618

東北支店 電話：022-723-2255

ホームページ：<http://www2.hokkaido-cs.co.jp>

●対象となる市町村（平成23年4月20日現在）

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡珂川町

千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

長野県：下水内郡栄村

新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町